

管内支部巡り (その3)

名古屋家庭裁判所管内の4つの支部（岡崎・一宮・豊橋・半田）をご紹介します本特集の第3回目は、東三河地域を管轄する豊橋支部をご紹介します。

名古屋家庭裁判所豊橋支部のご紹介

昭和23年1月1日、豊橋家事審判所が設置され、昭和24年1月1日、同審判所が廃止され名古屋家庭裁判所豊橋支部として設置されました。豊橋支部は、以来、東三河地域の裁判所として家庭内の事件や少年非行事件の解決のため尽力してまいりました。当支部の管轄区域は、豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市、宝飯郡、新城市、北設楽郡で、管内人口は約75万人です。豊橋市は、愛知県の東端に位置し、中央アルプスを背に、南は太平洋に面した一年を通して温暖な地域です。かつて古墳時代には穂の国（ほのくに）と呼ばれ、大化改新後、大宝律令の制定により、それまでの三河国（西三河）と穂国が統合されて三河国となりました。また、江戸時代には、譜代大名の吉田藩として、9家22代にわたり幕府の要職に人材を送ってきました。また、東海道五十三次34番目の吉田宿として賑わい、水上交通の要衝ともされていました。

現在は、欧米自動車輸入台数及び金額が全国一位の豊橋港を中心に、臨海工業地域が形成されています。また、戦後開拓された農地には、豊かな野菜が実り、長年にわたって農業粗生産額全国一位となっております。

なお、豊橋市から伊勢湾に伸びる渥美半島は、房総半島と同様に温暖な気候を生かして、切り花（特に電照菊）の産地として、また、渥美メロンの産地として有名であり、「名も知らぬ遠き島より」で知られる島崎藤村の椰子の実の歌は、この渥美半島の先端、伊良湖岬の恋路ヶ浜に流れ着いた椰子の実を歌ったものです。

家庭裁判所は、「家庭に平和を、少年に希望を」をモットーに、家庭内の様々な紛争、困り事を解決し、非行少年の自立、更生を促すこと等をその責務としております。約200種類くらいもある家庭内の夫婦や親子、相続といった事件の中には、相続放棄や、成年後見など日常生活で身近に見聞されるものも含まれています。豊橋支部でも、これら家庭内の事件（家事事件）について、できるだけ利用し易く、わかりやすく、納得の得られるように工夫し、迅速な解決に努めているところです。また、少年非行事件（少年事件）については、盗みや交通事犯等の外、昨今、いじめや自殺等深刻な事件が全国各地で発生し、いろいろな形で注目されていますが、当支部においても、少年を取り巻く関係機関の理解、協力を得ながら、迅速適正な対応、保護的処置を取って行きたいと思っております。

そして、豊橋支部では、皆様に家庭裁判所の役割をご理解いただくために後述のようなイベントを開催いたしました。これからも「できるだけわかりやすく」をモットーとして努力して行きたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

名古屋家庭裁判所豊橋支部長 伊 東 一 廣



っ っ じ
（豊橋市の花）

豊橋支部への交通案内

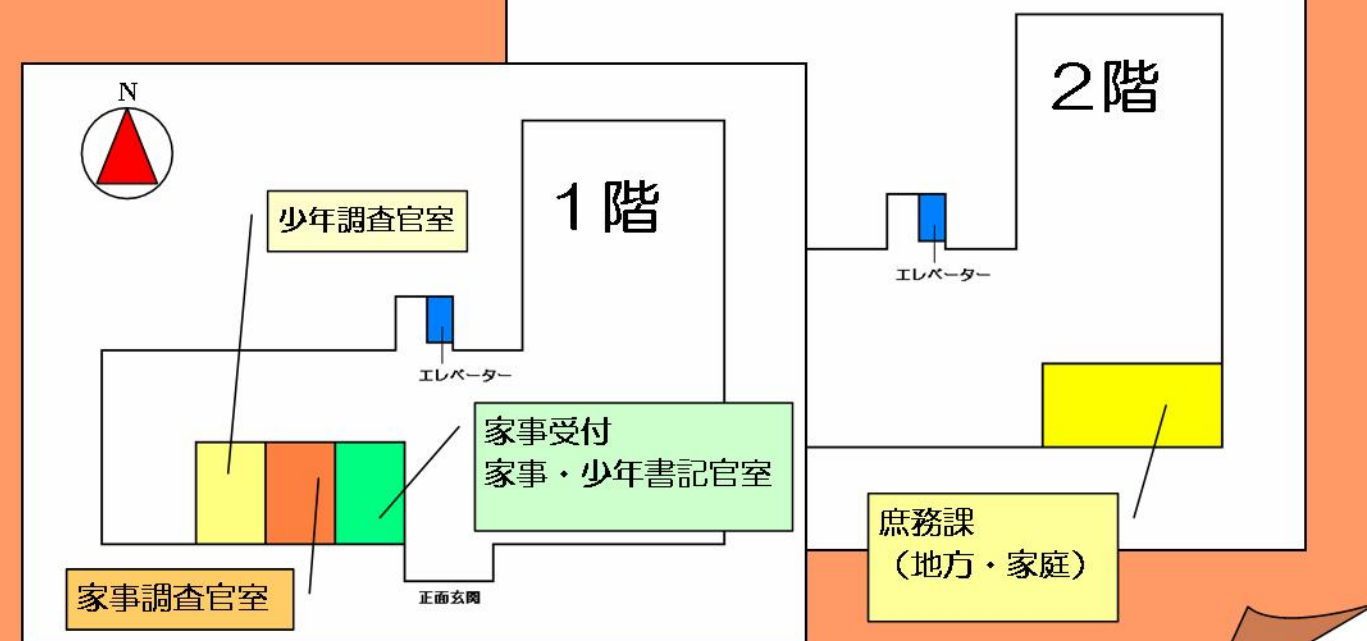
所在地 〒440-0884 豊橋市大国町110



電話番号（ダイヤルイン）

家	事	係	(0532) 52-3237
少	年	係	(0532) 52-3224
家	事	調 査 官 室	(0532) 52-3259
少	年	調 査 官 室	(0532) 52-3264
庶	務	課	(0532) 52-3212

庁舎案内



新庁舎の建設が決まりました。

豊橋支部の現庁舎は、昭和32年に建築され、その後いろいろ補修等がされてきましたが、この度新しく建て直すことになりました。

工事期間は約2年の予定で、新庁舎完成までの間は、現庁舎敷地内に建てられる仮庁舎で執務を行います（仮庁舎への引っ越しは秋頃の予定です。）。

工事期間中、利用者の皆様にはご不便をお掛けすることになろうかと思いますが、ご理解ご協力のほどお願いいたします。